

## 東久留米市健康づくり推進部会運営要領

### (目的)

第1 この要領は、東久留米市健康づくり推進協議会設置要綱(平成2年東久留米市訓令乙第56号。以下「設置要綱」という。)第3条の2の規定に基づき設置する部会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2 部会は、次に掲げる事項について調査及び検討し、東久留米市健康づくり推進協議会に報告する。

- (1) 市の健康づくり事業全般についての調査・検討
- (2) 市の健康づくり事業全般についての計画づくり
- (3) その他、健康づくり事業全般について必要とする事項

### (委員)

第3 部会は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 市民代表
  - (2) 組織及び団体グループ
  - (3) 市職員
  - (4) その他市長が認める者
- (部会長及び副部会長)

第4 部会長は、委員の互選により選任する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、委員の中から部会長があらかじめ指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5 委員の任期は、委嘱の日から計画書を東久留米市健康づくり推進協議会に報告する日までとする。

### (会議)

第6 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは部会に委員以外の者を出席させることができる。

### (庶務)

第7 部会の庶務は、健康福祉部健康課が処理する。

### (その他)

第8 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

## 付 則

この要領は、平成16年9月3日から施行する。